

## 神奈川県逗子市における土砂災害警戒区域の標識設置検討事例

応用地質株式会社 ○姫野佳純・大村さつき

### 1. はじめに

令和2年8月4日に土砂災害防止対策基本指針が変更され、都道府県の役割として土砂災害警戒区域等の公表に加え、現地に標識を設置することなどにより、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることが重要であるとされた。<sup>1)</sup>

神奈川県逗子市では、区域指定が令和3年3月に完了し、これまで標識設置に関する計画や設置した事例もなかったが、指定後も、指定の事実を知らなかった住民等からの問い合わせも多く、また、近年、逗子市内ではがけ崩れが頻発しており、住民の防災に対する意識が高まっている状況を踏まえ、逗子市から試験的に標識の設置に着手することとした。

### 2. 逗子市の概要

逗子市は、面積約17.28平方キロメートルで、神奈川県南東、三浦半島の頸部に位置する(図1)。地形は、市の中央を東西に流れる田越川周辺の平地を除きほぼ丘陵地であり、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)は119区域指定されている。また、市内は小学校の学区を単位とする5つの小学校区に分かれており、多様化した地域の課題へきめ細かに対応するために住民や地域で活動する各種団体などで組織する住民自治協議会(以下「住民協」)が4学区に設立されている。



図1 位置図

県は、標識設置の流れ(図2)に沿って、警戒避難体制の構築を担う逗子市及び各住民協等と標識の表示内容、タイプ、設置位置を調整した。また、標識設置後の維持管理も課題となることから、各住民協等に一部協力してもらえよう調整を行った。

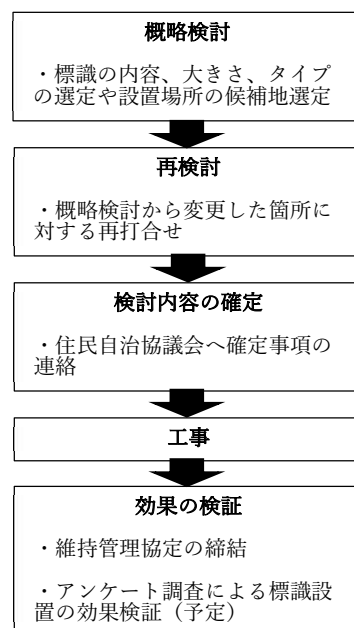


図2 標識設置の流れ

### 4. 標識の表示内容、形式、位置の検討 〈標識の表示内容〉

県は、先進的に設置した広島県の例を参考とし、小学校区の範囲を網羅し土砂災害警戒区域等のみ明示したシンプルな案を作成し、各住民協等に意見を聞いた。住民協からは土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の内容を理解していない住民等もいることから、図を用いた分かりやすい解説図が必要。図面が小さいと見えないのでA0用紙のサイズにしてほしいという意見があった。また、小学校区によっては避難場所を記載してほしいという意見があり、これらの意見を反映した(図3)。



図 3 小学校区単位の標識の内容

### 〈標識の形式〉

小学校区単位の標識の形式は、通常の図面を焼き付けたタイプと図面を機動的に替えられる掲示板タイプの2種類を住民協に提示した。通常のタイプは、区域が指定又は解除されると速やかな図面の更新が難しいため、掲示板を利用したタイプを採用した。また、個別の危険箇所ごとに注意喚起する標識の要望もあり、土地所有者の承諾を得て、電柱等に付けられる小型標識も採用した(図4)。



図 4 電柱等に設置した標識

### 〈標識の位置の検討〉

多くの住民が利用する道路や鉄道駅などのうち、標識が設置可能な場所を住民協に聞き取り、候補地選定した後、現地を確認して標識が設置可能な場所を絞り込んだ。結果、各小学校区に1～2箇所計7箇所に小学校区単位の標識を設置することになった。また、小型標識を4箇所設置することになった。



### 5. 現在の状況

令和4年3月までに前記11箇所の標識設置が完了し、一部の住民協とは日常的な維持管理の協力が得られている。写真は、京急神武寺駅前に設置された各小学校区単位の標識である。



### 6. 課題

現時点では標識の設置が完了した直後であり、標識の設置に対する効果が未知数である。標識の内容等に関する意見収集の目的も含め、設置半年後(今年9月)経過した頃に、小学校区の住民に対してアンケートを行う予定である。

また、標識の表示内容が区域の明示に重点を置いたため、市と連携を図り、アンケート調査の結果や住民協の意見を聞きながら、避難の実効性を高める内容に変えることも重要であると考えている。

### 参考文献

1)土砂災害防止対策基本指針(変更) 国土交通省告示第785号 2020

(備考)

本稿は、神奈川県横須賀土木事務所急傾斜地第一課中川英氏の協力を得て作成しました。